

令和7年度 県単松本平広域公園陸上競技場等竣工式・記念イベント企画業務 仕様書

本仕様書は、長野県が実施する長野県松本平広域公園陸上競技場等竣工式・記念イベントに係る企画業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

長野県松本平広域公園陸上競技場及びその周辺施設の供用開始にあたり、施設のオープニングを効果的に情報発信し、施設の利用促進と県民のスポーツへの関心を醸成するため行う竣工式及び記念イベントの企画に係る業務を委託するものである。

2 業務の名称

長野県松本平広域公園陸上競技場等竣工式・記念イベントに係る企画業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

4 業務委託の内容

(1) 竣工式及び記念イベントに関する企画提案

以下の内容を参考に企画提案を行うこと。

1. 開催日時

令和8年9月26日（土）

竣工式：午前10時から12時まで 記念イベント：午後1時から

2. 会場

長野県松本平広域公園陸上競技場及びその周辺施設（多目的広場及びテニスコート等）

3. 参加予定数

約1,000名

4. 概要

A) 竣工式の概要

各内容は現時点での案であり、詳細な内容について提案すること。

ア. 関係者挨拶

イ. 命名権証授与

ウ. テープカット等

エ. 走り初め

オ. 打ち初め

B) 記念イベントの概要

各内容は現時点での案であり、詳細な内容については、県民のスポーツへの関心度向上、施設の利用促進のためのイベントとなるよう提案すること。

ア 市民参加型スポーツ体験

・100mチャレンジ

・親子リレー

・招待選手による陸上教室、デモンストレーション

イ 競技場見学ツアー

・新たな施設を案内・解説付きで巡るもの

・ツアー参加者の募集要項から、ツアー実施までの要領を作成すること。

・各施設の見学時間及び場所については、委託者、指定管理者と協議の

- 上、決めること。
ウ 休憩コーナー
・キッチンカーを数台手配、キッズルームを設置して、休憩エリアを設けること。

5. 留意事項

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。
なお、大型装置への投影及び記念イベントについては長野県陸上競技協会と調整が必要となるので留意すること。
竣工式及び記念イベントの運営に係る費用は 1,300 万円を目安として提案すること。

- (2) その他、竣工式及び記念イベントに関して有効となりうる手段等があれば提案すること。

5 成果品の納入

企画書をとりまとめた報告書（電子媒体含む）を 1 部提出すること。

6 本業務に関する経費の限度額

1,076,900 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、企画立案費、打合せ業務等に要する経費を含むこととする。その他事業に必要な経費については、委託者と協議の上決定するものとする。

7 委託者への報告

(1) 業務計画書

業務委託契約締結時に、業務計画書及び業務体制表（様式任意）を委託者に提出すること。
なお、業務計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後業務計画書等を添え委託者に協議すること。

(2) 業務完了報告

受託者は、受託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式任意）に業務実績報告書（様式任意）を添えて令和 8 年 3 月 27 日までに委託者へ提出すること。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るために、関係機関、経済団体、労働団体及び事業対象となる者への周知に努めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたっては、県建設部都市・まちづくり課及びその他関係機関と連携を図りながら取り組むこと。
- (4) 受託者は、本事業と関連性の高い県及びその他関係機関で実施する他事業との効果的な連携を図ること。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたっては、個人情報の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

- (6) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (7) 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (8) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (9) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報含む。）等については長野県に帰属する。
- (10) Web広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の対応指示に従うこと。

9 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 実施方法については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。